

## ○吹田市文化会館条例

制 定 昭和 59. 3. 29 条例 5

最近改正 平成 30. 3. 30 条例 8

### （設置）

第1条 市民の文化の向上を図ることを目的として、文化会館を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市文化会館
- (2) 位置 吹田市泉町2丁目29番1号

第3条 削除

### （使用の許可）

第4条 文化会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

### （許可の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不適當と認めるとき。

### （許可の取消し等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

### （使用料）

第7条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### （特別の設備の設置等）

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする

るときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

（免責）

第9条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に文化会館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- （1）使用の許可に関する業務
- （2）使用料の徴収に関する業務
- （3）施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- （4）前3号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 市長は、前項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、文化会館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第1項及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者候補者選定委員会）

第11条 前条第1項の規定により指定管理者に文化会館の管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで、第7条、第9条から第11条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平17.3.31.条例30）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条第2項から第4項までに係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年7月1日以後最初に指定管理者の指定を行う場合におけるこの条例による改正後の吹田市文化会館条例第14条第2項の規定の適用については、同項中「教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、文化会館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体」とあるのは、「現に文化会館の管理を行っている法人」とする。この場合において、当該法人は、教育委員会規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。

附 則（平23.12.27.条例30）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（吹田市文化会館条例の一部改正）

2 （省略）

附 則（平24.3.30.条例16）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市文化会館条例別表の規定は、平成24年7月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25.3.29.条例25）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25.3.29.条例28）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の吹田市文化会館条例別表の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30.3.30 条例8）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

文化会館使用料

（単位 円）

施設の名称等		使用時間		夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	1時間増すごとに	
		午前	午後						
		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
大ホール	平日	77,000	98,000	149,000	167,000	223,000	280,000	33,200	
	土曜日・日曜日 休日	100,000	128,000	194,000	217,000	290,000	364,000	43,200	
中ホール	平日	27,000	35,000	53,000	59,000	80,000	99,000	11,800	
	土曜日・日曜日 休日	36,000	46,000	69,000	78,000	104,000	129,000	15,400	
小ホール	平日	8,800	11,200	17,100	19,000	25,500	32,000	3,800	
	土曜日・日曜日 休日	11,500	14,700	22,400	24,900	33,400	42,000	5,000	
レプション ホール	平日	8,600	10,000	12,900	18,600	22,900	31,500	2,900	
	土曜日・日曜日 休日	11,200	13,000	16,800	24,200	29,800	41,000	3,800	
リハーサル室	平日	3,100	3,700	4,700	6,800	8,400	11,500	1,000	
	土曜日・日曜日 休日	4,000	4,800	6,100	8,800	10,900	15,000	1,300	
練習室	第1練習室	2,000	2,300	2,900	4,300	5,200	7,200	600	
	第2練習室	2,400	2,800	3,600	5,200	6,400	8,700	800	
楽屋	大ホール	第1楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
		第2楽屋	500	600	800	1,100	1,400	2,000	200
		第3楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
		第4楽屋	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200
		第5楽屋	600	700	900	1,300	1,600	2,200	200
		第6楽屋	1,000	1,200	1,600	2,200	2,800	3,800	400
	中ホール	第7楽屋	900	1,100	1,400	2,000	2,500	3,300	300
		第8楽屋	500	500	700	1,000	1,200	1,700	200
		第9楽屋	500	500	700	1,000	1,200	1,700	200
		第10楽屋	400	500	600	900	1,100	1,500	100
控室	大ホール控室	300	400	500	700	900	1,200	100	
	小ホール控室	500	600	700	1,100	1,300	1,800	200	
	レプションホール控室	600	700	900	1,300	1,600	2,300	200	

集 会 室		6,200	7,300	9,300	13,500	16,600	22,800	2,100
展 示 室		5,500	6,400	8,300	11,900	14,700	20,200	1,800
茶 室		1,100	1,300	1,600	2,400	2,900	4,000	400
和 室		3,800	4,400	5,700	8,200	10,100	13,900	1,300
会議室	第1会議室	1,900	2,200	2,900	4,100	5,100	7,000	600
	第2会議室	1,000	1,100	1,400	2,100	2,500	3,500	300
屋 上 庭 園		3,300	3,900	5,000	7,200	8,900	12,100	1,100
附 属 設 備 等	別に市長が定める額							

備考

- 1 本表において、「平日」とは土曜日、日曜日、休日以外の日を、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市内である使用者が大ホール、中ホール又は小ホール（以下「ホール」という。）を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収しないときは、ホール及びホールの使用に伴う附属設備等に係る本表使用料の5割の使用料を徴収する。
- 3 ホールを練習又は準備のために使用するときは、本表及び前項の規定により算定した使用料の5割の使用料を徴収する。
- 4 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、レセプションホール、練習室、レセプションホール控室、集会室、展示室、茶室、和室、会議室及び屋上庭園については、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。